

利用約款



当クラブをご利用のお客様は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、当クラブ会則、細則による外、本約款に従ってご利用していただきます。

れるときの合図で、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断してプレーして下さい。

(利用契約の成立)

第1条 当クラブにおいてプレーされる方は、当日フロントで所定の名簿に署名して下さい。これにより当クラブは署名者の施設利用をお引受けすることになります。営業時間外(早朝、薄暮)のご利用の場合には別に定める所定の手続きによる許可を受けて下さい。

2. ゲストは会員の同伴または紹介によってのみ当施設をご利用いただけます。紹介会員は、ゲストの費用並びに行為について責任を持っていただきますので、当クラブの会則、細則の他、本利用約款の内容を事前に詳しくお伝え下さい。

(利用申込み・予約金等)

第2条 プレーの申込みは必ずご予約をしていただくこと、キャンセルにつきましては、当クラブの規程に従って予約金をいただきます。

(利用料金の精算)

第3条 現金又は、当クラブが認めたクレジットカードにてお支払下さい。

(非会員の責務の保証)

第4条 会員は紹介した利用者(非会員)が、会社またはゴルフ場に損害を与え、損害金の支払債務が生じたときは、利用者の債務の履行につき、連帯して保証していただきます。

(非会員への周知方依頼)

第5条 会員は紹介した利用者に対し、本約款の存在とその内容をご了承いただくことにご協力願います。

(施設利用の拒絶)

第6条 当クラブは次の場合には施設のご予約並びにご利用をお断りすることがあります。

1. 満員のためスタート時間に余裕なきとき。
2. 会員の同伴又は紹介のないゲストで、予め当クラブの承認を得ていないとき。
3. 公序良俗に反する行為があった場合又、行為のおそれがあると認められた場合。
4. 無断の写真撮影、録音等の行為があった場合。
5. その他本約款の定めに違反した場合並びに当クラブの施設を利用されることが好ましくない理由がある場合。
6. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
7. ゴルフ規則及びエチケットに著しく違反する言動があったとき、又は他の会員やプレーヤーとの友好を損なう言動があり、注意しても改めないとき。
8. 暴力団その他これに類する反社会的集団の構成員またはこれらの関係者(以下暴力団員等という)、及び明青のあることが判明したとき。
9. 予約者が偽名を使って申し込んだとき。

(練習場の利用)

第7条 練習場(バンティンググリーンを含む)の利用は、原則として当日ラウンドにお越しのプレーヤーのみとします。但しその日の状況により会員に限り練習場のみの利用を認めることがありますので、フロントにてご確認ください。

(休場日・開場時間)

第8条 当クラブの休場日と開場時間は所定の規程によりますが随時に変更することがあります。

(金銭その他高価品)

第9条 金銭その他高価品(貴金属、有価証券等)について当クラブは、次の場合には一切の責任を負いません。

1. 貴重品ロッカー又は、フロントにお預けいただくことがなかった場合。
2. 貴重品ロッカーをご利用の際、他人から推測されやすい暗証番号(生年月日、電話番号等)を使用した場合。
3. フロントにお預けいただいた際の預り証を紛失した場合、預り証を紛失した場合には、直ちに届け出下さい。

(携帯品・自動車等)

第10条 携帯品及び駐車場等に駐車中の自動車については、盗難、毀損等事故が生じても当クラブはその責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第11条 ロッカーの鍵はスコアカードホルダーと一対になっております。ホルダーの取り扱いにつきましては十分に注意をお願い致します。

1. 万が一紛失した場合には速やかにフロントまで届け出下さい。
2. ロッカー内には金銭その他高価品(貴金属、有価証券等)は保管しないで下さい。
3. ロッカー内の諸物に事故が発生しましたら当クラブはその責任を負いません。

(宅配の事故)

第12条 宅配便については、その物品の受領、保管、発送において当クラブは、あくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切責任を負いません。

(服装)

第13条 ご来場時の服装は、スーツ又は、プレザーの着用をお願い致します。(ただし、6月〜8月を除きます)

1. プレー時の服装は、別に定める「服装規定」を遵守して下さい。

(ゴルフシューズ)

第14条 プレー中のシューズはソフスバイクシューズを着用して下さい。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第15条 ゴルフは大変危険を伴う場合があります。プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディ等のアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

(携帯電話)

第16条 携帯電話の使用はプレー中、クラブハウス内を問わず自粛して下さい。

(乗用カードの取扱い)

第17条 乗用カードの前には、走行中・停止中を問わず、絶対に出ないでください。その他乗用カードの利用に際し安全確認及びプレーの円滑な進行のため必ず事前に別に定める「乗用カード利用約款」に基づき使用して下さい。

(ティグラウンドにおける素振り)

第18条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではしないでください。又、打席以外の方はティグラウンド内の打席近くには立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第19条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないようプレーして下さい。又、万が一打ち込んでしまった場合には先行組に対して責任ある対処をお願い致します。

(フォアキャディの合図)

第20条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終り通常の飛距離外に前進したと判断さ

(打者の前方に出ないこと)

第21条 同伴者は、打者の前方(斜め前方を含む)には絶対に出ないで下さい。やむを得ず前方に出る場合には、自己責任において事故発生の回避をして下さい。当クラブは一切の責任を負いません。

(隣接ホールへの打込み)

第22条 隣接ホールへの打込みは大変危険です。プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断し慎重にプレーして下さい。万が一隣接ホールに打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに優先権があります。必ず優先ホールのプレーヤーに合図をして邪魔にならないようプレーを再開して下さい。自己のホールにいる同伴プレーヤーにも充分注意して下さい。

(待避及び待避所)

第23条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打たせるときは後続組が全員打ち終るまで待避所又は安全な場所に待避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第24条 ホール・アウト後は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴、地震、その他天災地変があった場合)

第25条 雷鳴、地震、その他天災地変があった場合には、状況に応じてカート無線により注意、避難等の連絡を致しますが、現場の状況により危険と思われる場合は自己の判断にてプレーを中断し避留小屋等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第26条 コース内、クラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止いたします。煙草の吸殻等は必ず灰皿に入れて下さい。

(違背の場合の責任)

第27条 利用者が第15条、17条、18条、19条、21条及び25条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合並びに第15条、17条、21条、22条、23条、24条及び25条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

(ゴルフクラブの確認)

第28条 利用者はプレーを終了した場合、ゴルフクラブを点検し相違ない事を確認して下さい。確認後におけるゴルフクラブの不足、損傷について当クラブはその責任を負いません。又、セルフプレーの場合には自己の責任においてゴルフクラブの管理をしていただく事になりますので当クラブは紛失等についてはその責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第29条 利用者の故意又は過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

(施設内への持込品)

第30条 施設内へ下記のものを持込むことを禁止致します。

1. 動物ペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃刀類。
4. 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのあるもの。
5. 騒音を発するもの。

(行為の禁止)

第31条 何人も施設内で下記の行為は禁止致します。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、宣伝広告物の配布等の行為。
3. 利用者以外のコース内立入行為。(特に許可する場合を除く)
4. 写真撮影、録音等の行為。(特に許可する場合を除く)
5. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

(忘れ物)

第32条 当クラブにおける忘れ物は、発見から6ヶ月間はお預かりいたしますので、ご本人の物であることを証明して期限内にお引取りください。

(その他)

第33条 次の各項目についてご協力下さい。

1. スタート30分前までにご来場下さい。
2. 当日、支払等に必要以外の多額の金銭や貴重品は極力持参されないようお願い致します。
3. 大型のゴルフバックをご使用の場合、カート積載の都合上、小型バックに入れ替えさせていただきますことがありますのでご了承下さい。
4. プレーはハーフラウンド2時間10分以内でラウンドされるようお願い致します。
5. 最終スタート時間はコース整備の為、夏期午後3時、冬期午後2時30分としておりますのでご了承下さい。早朝プレー、薄暮プレーの場合は当クラブの定めによる時間とします。
6. プレー中の喫煙は中断致します。喫煙は灰皿の設置してある場所をお願い致します。
7. 円滑なプレー、危険防止を目的として、ローカルルールを設定しておりますのでご了承下さい。
8. プレーは4人1組を原則として2人または3人の場合は他に2名または1名が加わることをご了承下さい。
9. 1人または2人のプレー希望の場合は、フロントで確かめて下さい。

(緊急)

第34条 利用者は、自分自身の健康状態に充分配慮して下さい。緊急の場合は出来る限り努力を致しますが結果については、責任を負うことは出来ません。

(付記)

2008年2月1日施行
2012年3月9日改定